

Guide to Tax in Ireland

目次

1	はじめに
4	アイルランドの法人税
6	税制優遇措置
8	研究開発税額控除
9	無形資産および知的財産 (IP)
10	アイルランドの移転価格制度
10	国際税務
14	資本課税
15	税務管理
15	その他の事業税
17	個人に課される税金

表1 法人税率 (%)

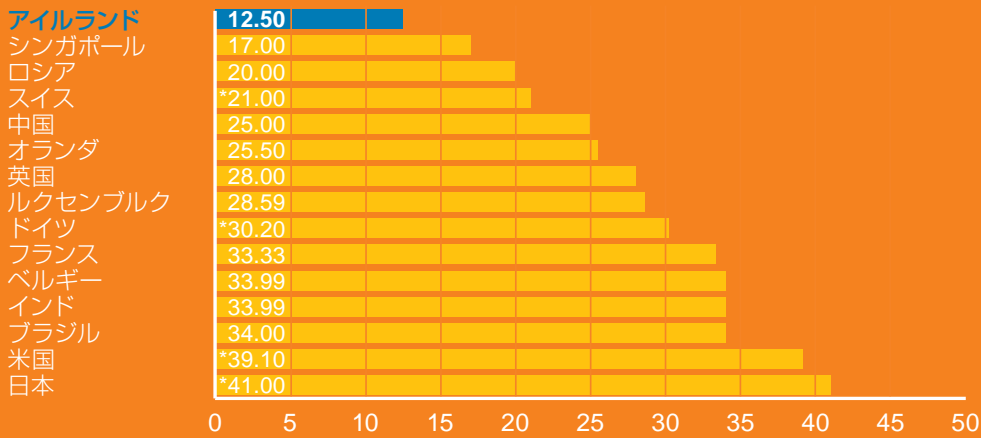


表2 表1の税率より計算される、アイルランドと同額の分配可能所得を実現するために必要な利益増加率 (%)

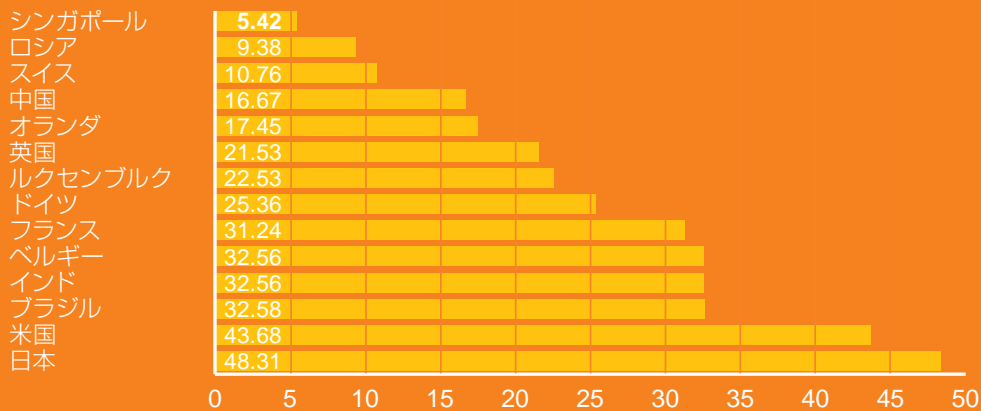


表3 企業における納税のしやすさ
アイルランドは欧州で第1位、183か国中 第6位

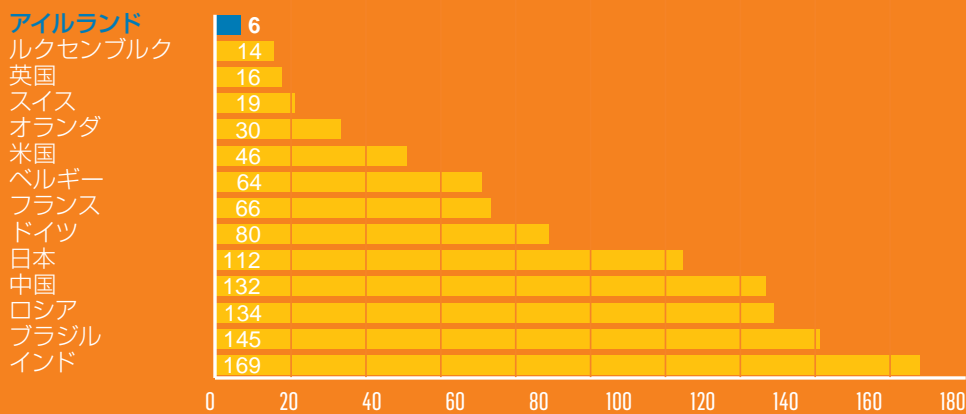


表1 地方、連邦、国家法人税率を考慮した複合的税率

表1-3 出所: プライスウォーターハウスクーパース 2010年

アイルランド:

グローバル

ビジネス

勝ち組の立地

アイルランドは21世紀の 躍動的な知的経済国に転換。 世界主要企業からの 外国直接投資(FDI)を確保すべく 進められた徹底的戦略の賜物。

1000社近くの外国企業が、ビジネス優遇の低法人税率と多数の成功実績、若く高技能の労働層を評価してアイルランドを戦略的な欧州拠点として選んでいます。

こうした外国企業の多くは、積極的で柔軟な労働力と高学歴で経験豊富な管理職人材をアイルランドに見出し、これを理由に同国内で事業を拡大させています。外国企業で働くアイルランド人管理職は、業務に対し前向きで協調的アプローチをとり、市場展開を予測、新たなチャンスをつかむ独創的アイデアで勝負します。だからこそ、多くの外国企業がアイルランドでの業務を通じて、その地位を向上させ、より高価値・知識集約型活動に移っていくのです。

アイルランドは情報通信技術（ICT）、ライフサイエンス、金融サービス、グローバルビジネス（デジタル・メディア、エンジニアリング、消費者ブランド、国際サービスなど）の分野で投資誘致の強力な実績があります。アイルランドをここまで成長させた戦略は、高価値製造業、国際ビジネス・サービス、イノベーション創出研究開発の3分野に特化しています。アイルランドの持ち味である「スマート・エコノミー」は、我が国の独創的・企業家精神に溢れた経済とクリーン・テクノロジー、サービス・イノベーション、コンバージェンスの新興分野の組み合わせの上に成り立っています。

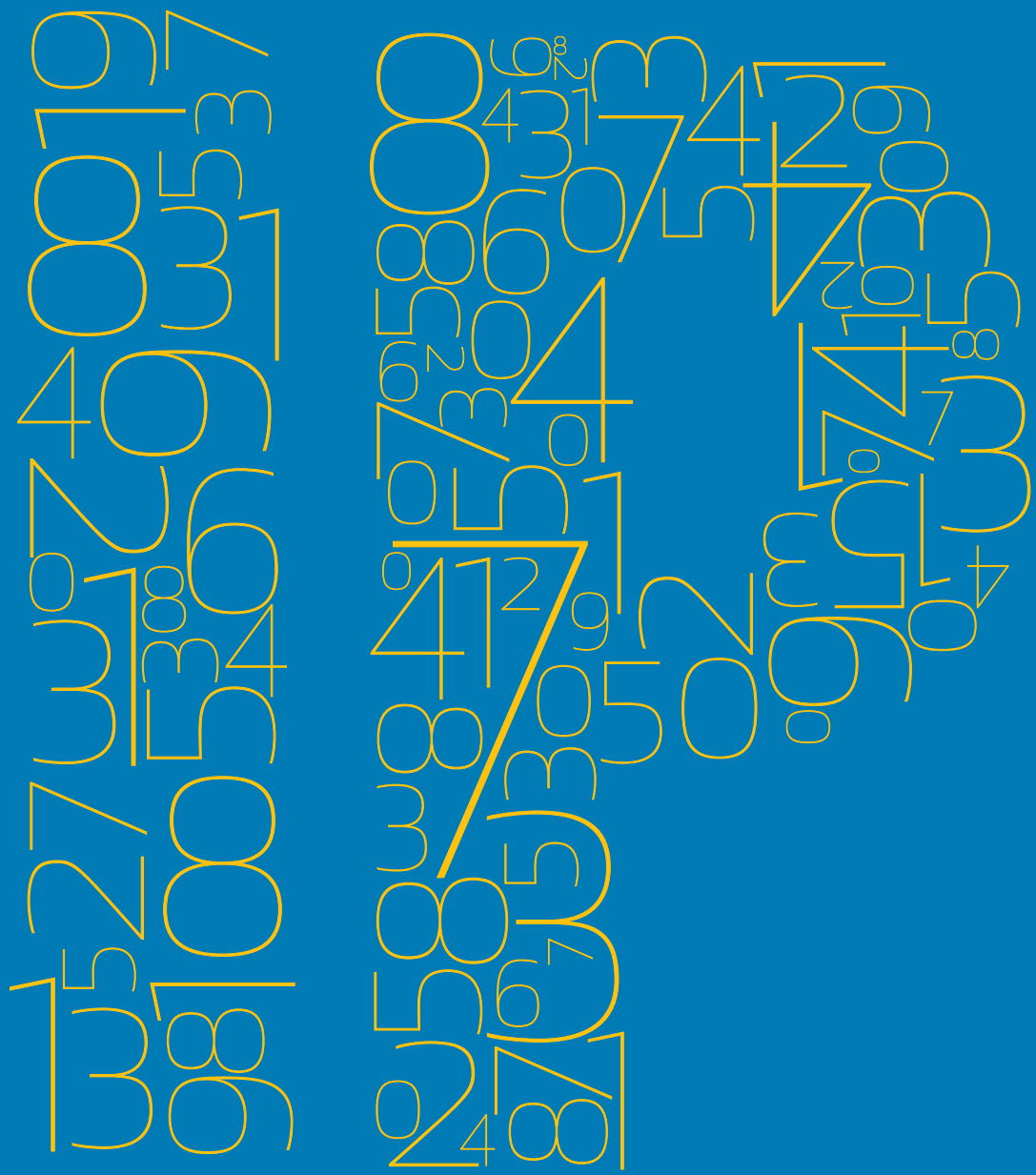
アイルランドの外国直接投資誘致戦略は、新たな技術、革新的ビジネスモデル、新たな市場を常に狙い、確保しつつ、企業活動の新たな展望を見通して進化を続けています。

アイルランドの実績

政府機関、教育機関、企業、規制当局が一体となったチーム・アイルランドは、既存・新規を問わず、アイルランドに拠点を置く外国企業の国際的将来に向けた投資をお手伝いします。その基盤となるのが強い企業家精神に支えられた輸出志向の高いビジネス環境です。アイルランドは広大な欧州人材市場の一部でもあります。こうした強みがインフラ、教育、研究開発の一層の整備により支えられています。

世界トップクラスのビジネス基盤としてのアイルランドのユニークな地位は、世界的な独立研究機関の調査によっても証明されています。

- 事業関連の税金に関する「納税のしやすさ」ランキングで、アイルランドは3年連続して欧州で1位であり、世界的には6位に位置する。プライスウォーターハウスクーパース、世界銀行、IFC発行のレポート「Paying Taxes 2010-The global picture」掲載の資料より。
- スイスの経済機関が実施した2010年KOFグローバル化指数によると、アイルランドは世界で2番目に経済的グローバル化の進んだ国。
- 熟練労働者の確保しやすさに関して、グラント・ソートンはアイルランドを先進国36カ国中第1位と評価。
- 2009年版IBMグローバル・ロケーション・トレンド年次報告書は、国民一人当たりの対内投資による雇用創設でアイルランドを世界第1位としている。
- 高等教育に関する欧州委員会の研究によると、国際人事採用担当者はアイルランドを最も雇用に適した卒業生を輩出する国としている。
- グローバル・イノベーション指数報告書2009-2010によると、アイルランドは投資家保護の分野で世界第5位、クリエイティブな製品・サービスおよびクリエイティブ業界の輸出売上の分野で世界第7位。



アイランドの税制には、知的財産の所有と開発を手掛ける企業の中核拠点としてアイランドの発展を促進する重要な措置が含まれています。

アイルランドの法人税

アイルランドを世界屈指の魅力的な海外事業進出地にしているアイルランド税制の特長は以下の通りです。

- 事業所得の税率は12.5%
- 3年間にわたって還付可能な研究開発費税額控除
- 広範に定義された知的財産(IP)の取得に対して税務上の損金算入が可能なIP関連税制
- 子会社株式の処分によるキャピタルゲイン税の免除（資本参加免税）を含む魅力的な持ち株会社制度
- 適格とされる外国配当金に適用される12.5%の税率と、柔軟なプーリング方式による外国税相殺制度による、外国配当金に対する実質的なゼロ課税制度
- EU承認の安定的税制度。広範な租税条約ネットワーク、EU指令が適用可能。
- 国内法に基づく大幅な源泉課税の免除制度

法人税率

アイルランドの法人税率12.5%は世界屈指の低「オンショア」法定法人税率です。これは特別優遇税率ではなく、あらゆる産業分野の能動的な事業活動から得られる事業所得に適用されるアイルランドの標準税率です。

アイルランド政府は事業所得に対する12.5%の法人税を堅持する意向です。この姿勢は財務大臣の2010年予算方針演説にも表れています。

「我が国の法人税率12.5%は、国際的『ブランド』として世界に知れ渡っています。これは我が国の企業重視の精神を強力に表しており、我が国への新規企業、新規産業の誘致を今後も促進させるでしょう。国際ビジネス活動にとって、不確実なこの時代に明確なメッセージを発信することは重要です。12.5%の法人税は変わらず、今後もこのままです。」

投資所得、事業取引以外の利益を源泉とする外国配当金、家賃所得、外国取引からの純所得、特定の土地取引および石油、ガス、鉱物開発からの所得などの非事業所得(受動的所得)に対しては25%の税率が適用されます。

アイルランドの法人税制度

アイルランドの法人税の納税義務は企業の税務上の居住地によって決まります。アイルランド居住企業は、世界各地での所得およびキャピタルゲインが課税対象となります。税法上アイルランドの居住企業とみなされるのは、アイルランドに中枢を担う経営・管理がおかれている場合です（場合によっては、アイルランドで法人設立のみを行った企業も含まれます）。

アイルランド居住者ではないものの支店をアイルランドに置く企業の場合は、以下が法人税の課税対象となります：(i) 当該支店で行われた事業から生じる利益、(ii) アイルランドの当該支店のために利用または保有された資産の処分により発生したキャピタルゲイン

アイルランド居住者でもなく、アイルランドに支店もない企業の場合は以下が課税対象となります：(i) アイルランドを源泉とする所得に対する所得税、(ii) 特定のアイルランドの資産（アイルランドの土地、建物、特定のアイルランドの株式など）の処分により発生する利益に対するキャピタルゲイン税

課税額計算方法

アイルランドでは事業所得、受動的所得、キャピタルゲインを含め所得全体に対して法人税が課されます。

アイルランドで課税される利益を計算するためには、アイルランド税制の基礎を理解する必要があります。

税制優遇措置

利子

取引または事業目的に利用される借入金にかかる利子は、発生主義に則り一部例外を除き控除対象となります。他社株式の購入など、取引以外の目的の借入金にかかる利子は、現金主義に則り、かつ一定の条件に従い、控除可能となる場合があります。

資本控除

一般的に、特定の知的財産(9頁参照)およびリースを業務分野とする納税者を例外として、財務諸表上の減価償却額は税務上損金参入できません。ただし以下の支出に関しては、資本控除(または税務上の減価償却)が可能となります。

一 工場および機械設備

- 一 工場および機械設備、什器備品、特定のソフトウェアなどは、8年間にわたり定額法で年率12.5%の割合により償却される。
- 一 科学的設備にかかる支出は1年目全額の資本控除が適用可能。
- 一 アイルランド政府のグリーン・イニシアチブの一環として、省エネ設備の支出は、1年目(支出の発生した年)全額の資本控除が適用可能。

対象となるのは以下の物品:

- 一 動力装置、動力伝達装置
- 一 システム照明
- 一 ビルエネルギー管理システム(BEMS)
- 一 情報通信技術(ICT)
- 一 ヒーター、電気設備
- 一 ヒーター・換気・空調コントロールシステム
- 一 電気・代替エネルギー利用車
- 一 冷蔵・クーラーシステム
- 一 電気機械システム
- 一 配膳・接客備品

一 産業用建物

製造目的で利用される産業用建物にかかる支出は、25年間にわたり定額法で年率4%の償却が適用可能です。

損失

事業損失は以下に対して相殺が可能となります。

- i. 同一会計年度の10%または12.5%の税率が課せられる所得、次に
- ii. 前会計年度の10%または12.5%の税率が課される所得、次に
- iii. 同一会計年度の受動的所得(25%の税率が課される所得)、次に
- iv. 前会計年度の受動的所得に対して
- v. 最後に上記で相殺しきれなかった事業損失は、同一の事業から将来発生する事業所得から無期限に繰り延べが可能となる。

上記(iii)、(iv)で相殺される事業損失は、時価主義により利用されます(つまり利潤は損失の10%または12.5%)。

資本損失は、同一会計年度または将来の会計年度の他の資本利益により相殺することができます(一定の例外措置あり)。

グループリリーフ

アイルランドには連結税申告制度がありません。ただし子会社は、法人税について「グループリリーフ」規定を適用することができます。アイルランドの税法では、以下の場合に2つの企業がグループ企業であるとみなします：

- 両企業ともEUの居住企業である場合
- 2企業のうち1企業がもうひとつの企業の75%株式保有の子会社である場合
- 両企業が、第3者企業の75%株式保有の子会社である場合(ただしこの第3者企業は、アイルランド、EU加盟国または欧州経済地域(EEA¹)の居住者企業でなければならない)

直接または間接的な75%株式保有の関係が存在し、全企業がEUまたはEEAの加盟国に居住している場合、各企業がグループの一員とみなされます。

グループリリーフは同一会計年度に以下について申請することができます：

- 事業損失
- 過払い管理費用
- グループ内で発生した所得(特定の受取利息など)に関わる過払い手数料

アイルランドの法律では、アイルランド居住者である親会社は、自らの利益と税務上EU圏内にある**外国子会社の損失**を相殺することが可能です。ただし当該損失は、子会社の居住国で利用することはできません。

キャピタルゲイン税(CGT)グループ

資本損失はグループ内で処理することはできません。適格なグループ内企業間で資本資産が譲渡される場合、CGTグループリリーフが自動的に適用されます。CGTグループリリーフは、75%の株式保有関係が存在するグループ内でアイルランド居住企業から別の企業への譲渡で発生するCGTを繰り延べる効果があります。ここで発生するキャピタルゲインは当該資産がグループ外に売却されるまで課税対象となりません。

CGTにおけるグループというのは主体企業とこの企業が実質的に75%の株式を保有する子会社です。主体企業というのは、別の会社がこの会社の実質的に75%の子会社である場合にいいます。企業の間接的所有関係を定義する上で、EU/EAA加盟国の居住企業の持ち株も考慮されます。

開業費

企業の特定の開業費は、当該事業の開始後に課税対象となる事業利益の計算上で控除可能です。ここで対象となるのは、当該事業開始までの3年間に発生する開業費です。

適用可能な開業費の例として、以下が挙げられます：

- 会計業務費用
- 広告費用
- フィージビリティ・スタディー費用
- 事業計画準備費用
- 事業が行われる事業地の賃貸料

税控除対象の政府発行有価証券

外資系のアイルランド企業は、同企業に対して発行された特定のアイルランド政府発行有価証券から得られる利子収入に対する法人税が控除されます。該当証券は、複数の主要通貨建てで発行することができます。

¹EEA加盟国は、EU加盟国およびアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスおよびトルコ。

研究開発税額控除

アイルランドでは国内の研究開発費に対する12.5%の通常の控除に加えて、2004年以来、25%の研究開発特別控除制度を設けています。この目的は、アイルランドにおける外国企業や国内企業による研究開発機能の新設や、あるいは現在行われている研究開発の拡張を奨励することです。研究開発税額控除は、アイルランド居住企業および支社がEEA圏内で適格とされた研究開発を社内で実施する際の増分費用に対して適用されます。ただしかかる費用が、EEA圏内のいかなる別の場所で税額控除を受けていないことが前提となります。増分支出は2003年を基準に比較計算されます。研究開発部門への新規参入企業の場合は、実費に対して適用されます。

経済的状況を理由に研究開発施設が恒常的に稼働停止している場合などには、基準年の計算に関して一定の柔軟な措置が用意されています。

控除を適用するためには、科学的・技術的進化の実現に対する努力および科学的・技術的不確実性の解決を伴わなければなりません。

認可対象となる費用には、研究資金と設備投資が共に含まれます。より具体的には、賃金、関連間接費用、工場・機械設備および建物が含まれます。

当該控除制度には、以下の措置も含まれます：

- 最大5%の研究開発費は欧州の大学（アイルランドの大学を含む）に委託することができる。加えて、
- 最大10%の研究開発費は、無関係の団体に下請けすることができる（つまり合計15%）。

特定の年の全控除額に法人税納税額が足りない場合払い戻しが可能となります。この場合、控除は

- 12か月遡ることが可能
- 無期限に繰り延べが可能
- 歳入庁からの現金払い戻しとすることが可能（3会計期限に分散して）。

アイルランド税務当局は、2009年1月以降、研究開発費の認定を受けるためには、アイルランドGAAP（一般会計原則）およびIFRS（国際会計基準）の損益計算書において、税額控除は「調整後総所得前控除（Above-the-line）」であるという見解を確認しています。このことは、研究開発プロジェクトの国際的な実施場所を決定する上で主要な判断基準となる研究開発の単価費用に対し、直接の影響を及ぼします。同様の措置は、研究開発税額控除が適用可能となる状況において米国GAAPでも適用されます。

税額控除のしくみ

会社側の観点	€	アイルランド政府支援	€
研究開発支出	100.00		
補助金（10%）	<u>(10.00)</u>	90@12.5%=	11.25
費用純額	90.00	90@25%=	<u>22.50</u>
税額控除	<u>-33.75</u>	税額控除合計	33.75
純支出合計	<u>56.25</u>	補助金交付	<u>10.00</u>
		支援合計	<u>43.75</u>

無形資産および知的財産 (IP)

アイルランドの税制度はこれまでも、12.5%の税率、研究開発税額控除、特許使用料税額控除、そして最近では2009年の知的財産税額控除制度などを通じて知的財産の創出と管理を奨励してきました。

2009年に無形資産の取得により発生する支出に対する新たな税優遇措置が導入されました。この措置は2009年5月7日以降に発生する、適格とされた無形資産の取得に適用され、会計措置に基づく損金参入、または15年にわたる償却が可能です。当該無形資産の管理、開発、利用により発生する事業所得に対する税務上の減価償却(資本控除)に優遇措置が適用されます。償却期間は15年(2010年2月4日以降に発生する支出は10年に短縮)です。

対象となるのは一般会計原則に基づき認識される特定の無形資産で、特許、著作権、登録意匠、意匠権または発明、商標、商号、ブランド、ブランド名、ドメイン名、サービスマークまたは出版権、ノウハウ、特定ソフトウェアなどです。2010年財政法案により本制度は一層充実し、対象無形資産には法的防衛措置申請の費用も含まれるようになりました。加えて、「ノウハウ」の定義が改定され、OECDモデル租税条約に大幅に準拠するようになりました。

知的財産費用に対するその他の税額控除

新しく導入された税額控除とは別に、従来の税額控除も引き続き適用されます。従来の税額控除が適用されるのは以下のとおりです。

- **科学研究**：自然科学または応用科学分野の知識の拡大を目指す活動における研究資金および設備投資は、支出が発生した年に事業費用とすることが可能です。鉱山または石油関連の研究は控除対象になりません。
- **ソフトウェア**：業務目的で使用される場合、8年間にわたり定額法で償却されます。該当するのは「最終使用(エンドユーズ)」目的タイプのソフトウェアです。2010年財政法案により、上記で説明された新制度のもとで商業利用目的に取得されるコンピュータソフトウェアにつき、8年にわたる減価償却を認める代わりに費用としての損金参入が認められます。しかし経過措置として2012年2月4日に終わる2年間は現行の8年間の償却を選ぶこともできます。

特許権使用料控除

法人税率の低さに加え、アイルランドの税制は「適格特許」から発生する所得も控除の対象としています。「適格特許」には、発明につながる研究、計画、加工、実験、試験、装置化、設計、開発またはこれらに準じる活動がアイルランドまたは他のEEA圏内地域で実施された場合の特許が含まれます。

適格特許所得には年間500万ユーロの上限が設けられています。特許は通常企業により所有されるため、この所得は最初、会社により税額控除の措置が取られます。アイルランド税制は、この所得の税免除措置が、特定の条件のもと、アイルランド国内で課税対象となる株主が、税控除所得を原資とした分配金を受け取る場合にも、適用されるようになっていきます。

アイルランドの移転価格制度

2010年財政法案により OECD 移転価格ガイドラインと独立企業原則（アームズ・レングス・ルール）を支持する価格移転制度が導入されました。10%課税対象の「製造業」および関連業種についてはすでに個別の独立企業原則が適用されていましたが、今回適用が拡大されることになりました。新制度は、アイルランドの12.5%の法人税が課税される関連企業間取引（すなわち事業取引）に限定されます。適用される関連企業間取引は国内外を問いません。

この法制度は2011年1月1日以降の会計期間に効力を発生します。これには「祖父条項」が盛り込まれており、2010年7月1日以前に関連企業間で合意された分については、新制度から除外されます。新制度はアイルランドへの企業新規参入を阻害するものではありません。外国直接投資誘致に積極的なアイルランド以外の国々でも関連企業間取引を対象とする移転価格税制を導入しているところがほとんどだからです。従業員数が250人未満、世界全体の売上が5000万ユーロ未満、資産が4300万ユーロ未満の中小企業対象として、移転価格制度からの適用除外措置が設けられています。

国際税務

税務会社

近年の法案により、アイルランドが欧州の他の代表的な持ち株会社拠点と互角に競争できるようになりました。魅力的な租税・規制・法的制度が整備された事業環境のもと、アイルランドは国際ビジネスの世界トップクラスの拠点へと発展しました。

近年、外国企業が国際事業関連の収益・業務機能・持ち株を管理するため地域統括本部、あるいはグローバル本部を設立する際、アイルランドは好ましい海外拠点として目覚ましい台頭を遂げています。

持ち株会社にとってアイルランドは以下の観点から税制上有利な国といえます：

1. 適格とされる持ち株の処分を対象とするキャピタルゲイン税の免除（資本参加免税）
2. 適格とされる外国からの受取配当金に対する12.5%の税率適用および柔軟な外国税額控除制度による外国からの受取配当金に対する実質的免税措置
3. 外国支店が支払う税金を対象とした二重課税回避措置、税額控除未使用分のプーリング制度
4. 国内法に基づき、租税条約締結相手国に対しての配当源泉徴収税の免除
5. ロイヤルティおよび支払利息に対する源泉徴収税を最小限にする租税条約、さらに支払利息に対する源泉徴収税を最小化する国内税制
6. 広範な租税条約ネットワーク、およびEU指令の適用

このほかにも、アイルランドを拠点とする企業向けの税金面のメリットとして、EUに承認された持続可能な税制であり、タックスヘイブンを対策税制が適用されないことが挙げられます。またアイルランドには過小資本税制やCFCルールがありません。資金調達費用は課税控除対象となり、またアイルランドには資本税や純資産税もありません。

1. 株式譲渡益に対する資本参加免税

企業は株式処分に際して25%のキャピタルゲイン税（CGT）が課税されます。アイルランドの税制では、適格とする子会社を対象として、この株式処分の際の25%のCGTを免除する措置を設けています。この免除措置にはいくつかの条件があります。例えば、免除が適用される企業は処分される子会社の株式の最低5%を所有してなくてはならない、子会社はEU／租税条約締結国の居住者であり事業実態や事業関連性上の条件を満たさなければなりません。

2. 海外からの受取配当金

海外からの受取配当金は、アイルランドでは12.5%、あるいは非事業収益を原資とする特定の配当金の場合は受動的所得として25%の法人税の課税対象となります。ただし柔軟な外国税額控除のプーリング制度があるため、一般的にアイルランドでは付加的課税が発生することはありません。

EUまたはアイルランドが租税条約を締結した国（調印済み批准前の合意を含む）に所在する企業から支払われる配当金に対しては、かかる配当金が「事業収益」より支払われることを条件に税率12.5%が適用されます。

2010年財政法案により、この制度が一層整備され、特定の条件が満たされた場合、租税条約未締結国の居住企業であっても12.5%の税率が適用されることになりました。この場合、当該企業の株式の75%は、アイルランド、EU、租税条約締結国のいずれかで公式に認可された株式取引所、あるいはアイルランドの外務大臣が承認するそれ以外の国の株式取引所で、実質的かつ定期的取引される株式を発行する企業に保有されていなければなりません。

75%デミニマス・ルール

配当金のうち一部が非事業利益から支払われ、残りが事業利益から支払われる場合、非事業利益から支払われる部分に対して25%の税率が適用されます。しかしこのように事業利益・非事業利益の両方を原資とする場合、「デミニマス・ルール」により、特定の条件が満たされた場合、たとえかかる配当金の一部が非事業利益を原資にしていたとしても、配当金全額に12.5%の税率が適用されます。

2010年財政法案により、海外から支払われる配当金の原資の区分が簡素化されました。そのため、事業収益の区別が容易になり、より低率の12.5%の税率がこうした配当金に適用されることになりました。2010年財政法案によりまた、アイルランド企業が外国企業の5%未満の株式資本および議決権を保有する場合、当該アイルランド企業が受け取る配当金がアイルランドの課税を免除されることになりました。ただし当該アイルランド企業が、受取配当金を「事業所得」として課税されている場合に限りです。

税額控除プーリング制度

「オフショア・プーリング制度」により、外国源泉徴収税および配当原資の利益に課された外国税がまとめてプーリングされ、配当金に対するアイルランド国内の課税額との相殺が可能となりました。ただし12.5%課税対象の外国配当金に対して支払われた外国税は25%課税分から相殺することはできません。この税額控除措置は、配当金を受領した年の終わりまでに利用する必要はありません。無期限に繰り延べて将来の外国配当金に対するアイルランド国内の課税と相殺することが可能です。

3. 支社および外国税に対する控除

アイルランド税制上の国内居住企業は、全世界所得に対してアイルランドの法人税が課税されます。こうした企業の外国支社は、外国およびアイルランド国内の二重の課税対象となることとなります。二重課税の排除のためにプーリング制度を設け、外国で支払った税額をアイルランド国内の法人税に対する控除額として利用することが可能となっています。

控除の限度は収益の性質、すなわちアイルランド国内での課税率が12.5%か25%かにより異なりますが、いずれの場合も所得項目に対するアイルランド国内課税に限定されます。このプーリング制度は、外国支社がさまざまな税率により課税されているという事実に対応し、国ごとではなく全体的な税率を見極めます。

2010年財政法案により、未使用の税額控除分を無期限に繰り延べて、将来の会計期間に外国支社の利益に対する法人税と相殺することが可能となりました。

4. アイルランド国内配当金源泉徴収税（DWT）

アイルランド居住企業が支払う配当金およびその他の利益分配金に対して20%の源泉徴収税が適用されます。ただし、以下の場合を含む、特定の株主に対する特定の支払いに対しては、広範な免除措置が適用されます。

- アイルランド税制上の国内居住企業
- 他のEU加盟国、またはアイルランドが租税条約を締結した国の特定の企業および個人居住者

具体的には、公式に認可された株式取引所に上場された企業により直接的・間接的に75%の株式を保有される非居住企業に対しては、配当金は源泉徴収されることなく支払われます。

アイルランドの国内配当金源泉徴収税(DWT)に関しては、国内法に基づく多数の免除措置がありますが、これに関連する手続きは、時として面倒な場合があります。2010年財政法案により、DWTが自己申告制となり、煩雑な手続きも緩和されました。

5. ロイヤルティおよび支払利息

ロイヤルティ

特許使用料には20%の源泉徴収税が課税されますが、受領者が租税条約締結国に居住し、かかる条約が源泉徴収税の減額または撤廃を定めている場合は、例外となります。加えて、EU利息・ロイヤルティ指令に基づき、EU加盟国の企業に対するロイヤルティの支払いは、源泉徴収税を免除される場合があります。他の形態のロイヤルティについても、「年間払い」である場合など、源泉徴収税の対象となることがあります。年間の支払いは、毎年繰り返されるもので、受領者が支出を伴うことなく受領できるものです。2010年財政法案により、ロイヤルティはアイルランドからEU加盟国または租税条約締結国の企業に支払われる場合、事前に歳入庁の審査を得ることなく、源泉徴収非課税となりました。ただしこの場合、ロイヤルティは正真の商業的理由により支払われること、また受領企業が居住者である国で一般的に、こうした国外から支払われるロイヤルティに対して源泉徴収課税をしていることが条件となります。

支払利息

12か月以上の借入金または前払金に支払われる利息に対しては20%の源泉徴収税が適用されます。ただし利息がEU加盟国または租税条約締結国の居住企業に、取引または営業の一環として支払われる場合、源泉徴収税は適用されません。このほかさまざまな国内免除措置、租税条約による規定、EU利息・ロイヤルティ指令などにより、源泉徴収税が非課税となる場合があります。

6. 租税条約

国際ビジネスの促進のために、アイルランドは56カ国と租税条約を締結しました。このうち48カ国との条約はすでに発効されており、残りは批准待ちの状況です。こうした条約により二重課税の撤廃または緩和が進んでいます。

租税条約を締結していない国に関しては、アイルランド国内税法の単独的規定により、特定の種類の所得に関して支払われた外国での課税に対するアイルランド国内課税の減免措置が設けられています。

加えて多くの場合、アイルランド国内法により、条約締結国の居住者に対する支払い金に対するアイルランド国内の源泉徴収が完全に免除されています。

アイルランドの租税条約締結相手国のネットワークは拡大しつつあります。

- 2010年1月1日から新たに2件の条約が発効（マケドニアおよびマルタ）
- 8件の租税条約が調印（アルバニア、バーレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、グルジア、モルドバ、セルビア、トルコ）
- 7件の租税条約が合意され、間もなく調印される見通し（アルメニア、クウェート、モンテネグロ、モロッコ、サウジアラビア、タイ、アラブ首長国連邦）
- 7件の新たな合意が進行中（アルゼンチン、アゼルバイジャン、エジプト、香港、シンガポール、チュニジア、ウクライナ）
- 租税協力条約が次の各国との間で調印：アンギラ、アンティグア・バーブーダ、バミューダ、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、クック諸島、ジブラルタル、ガーンジー島、マン島、ジャージー島、リヒテンシュタイン、サモア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、タークス・カイコス諸島

アイルランドの租税条約締結ネットワーク

アイルランドが租税条約を締結した相手国で配当金、利子、使用料に課せられる税率

国名	年	配当金 %*	利子 %*	使用料 %*
アルバニア	未発効	5/10	7	7
オーストラリア	1984	15	10	10
オーストリア	1964	10	0	0/10
バーレーン	未発効	0	0	0
ベラルーシ	未発効	5/10	0/5	5
ベルギー	1973	15	15	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	未発効	0	0	0
ブルガリア	2002	5/10	0/5	10
カナダ	2006	5/15	0/10	0/10
チリ	2009	5/15	5/15	5/10
中国	2001	5/10	0/10	6/10
クロアチア	2004	5/10	0	10
キプロス	1952	0	0	0/5
チェコ共和国	1997	5/15	0	10
デンマーク	1994	0/15	0	0
エストニア	1999	5/15	0/10	5/10
フィンランド	1990	0/15	0	0
フランス	1966	10/15	0	0
グルジア	未発効	0/5/10	0	0
ドイツ	1959	15	0	0
ギリシャ	2005	5/15	5	5
ハンガリー	1997	5/15	0	0
アイスランド	2005	5/15	0	0/10
インド	2002	10	0/10	10
イスラエル	1996	10	5/10	10
イタリア	1967	15	10	0
日本	1974	10/15	10	10
韓国	1992	10/15	0	0
ラトビア	1999	5/15	0/10	5/10
リトアニア	1999	5/15	0/10	5/10
ルクセンブルク	1968	5/15	0	0
マケドニア	2010	0/5/10	0	0
マレーシア	2000	10	0/10	8
マルタ	2010	5/15	0	5
メキシコ	1999	5/10	0/5/10	10
モルドバ	未発効	5/10	0/5	5
オランダ	1965	0/15	0	0
ニュージーランド	1989	15	10	10
ノルウェー	2002	0/5/15	0	0
パキスタン	1968	10/無制限	無制限	0
ポーランド	1996	0/15	0/10	10
ポルトガル	1995	15	0/15	10
ルーマニア	2001	3	0/3	0/3
ロシア	1996	10	0	0
セルビア	未発効	5/10	0/10	5/10
スロバキア共和国	2000	0/10	0	0/10
スロベニア	2003	5/15	0/5	5
南アフリカ	1998	0	0	0
スペイン	1995	0/15	0	5/8/10
スウェーデン	1988	5/15	0	0
スイス	1965	10/15	0	0
トルコ	未発効	5/10/15	10/15	10
英国	1976	5/15	0	0
米国	1998	5/15	0	0
ベトナム	2009	5/10	0/10	5/10/15
ザンビア	1967	0	0	0

*多くの場合、アイルランド国内法は、条約相手国の居住者に対する支払金の源泉徴収税を完全に非課税としています。

出所：http://www.revenue.ie

資本課税

キャピタルゲイン税 (CGT)

資産処分により発生する利益はキャピタルゲイン税の対象となります(2002年12月31日までの処分はインフレ調整されます)。2009年4月8日より、処分の標準税率は25%です。

当年または前年のキャピタルゲインは「価値」基準に基づき12.5%の事業損失と相殺されます(つまり、100ユーロのキャピタルゲイン相殺には200ユーロの取引損失が必要)。

資本的資産は一般的に、適格とされる企業同士の間では、CGT納税義務の発生なくして譲渡可能です。

キャピタルゲイン税の減免措置

単独的控除措置

次の各国を含む諸国で支払われたキャピタルゲインに対しては、アイルランドで減免措置が受けられます：ベルギー、キプロス、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、パキスタン、ザンビア(アイルランドはキャピタルゲイン税導入以前に上記各国と租税条約を結びました)。

加えて、個人、法人がアイルランドでCGT納税義務があり、同時に同じゲインに対して別の国でも課税されている場合は一般的に、アイルランドにおける当該CGTに対して外国税額控除が受けられます。

印紙税

不動産の譲渡、不動産のリース、および法律上の各種証書には、印紙税が課されます。税率は1から6%ですが、100年超のリースに関しては12%の税率が適用されます。また90%以上の株式保有関係がある企業間での譲渡に関しては印紙税は課されません。

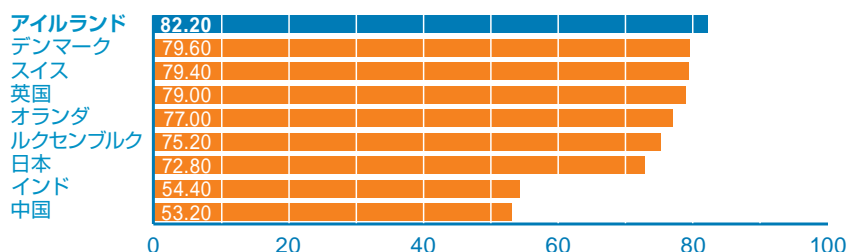
アイルランドでは電子印紙システムを導入しています。印紙税の納付 (SDR1 : stamp duty return)は歳入庁のオンラインサービス(「ROS」)を通じて手続きできます。歳入庁に提出する印紙税納付用紙には、印紙税対象となる事物の当事者に付される税照会番号を記載します。

アイルランドでの納税登録を義務付けられていない外国企業についても、印紙税納付のためにアイルランド納税登録番号が必要となります。この場合、納付用紙上で用いる特別な「カスタマーサービス番号」の取得を申請しなければなりません。

資本税

アイルランドには資本税はありません。

アイルランド：欧州で最もグローバル化が進んだ国



出所：経済の自由度指数 2010年、ヘリテージ財団、ウォールストリート・ジャーナル

税務管理

アイルランドの租税制度は申告納税制であり、各企業は自らが課税対象になるかを判断する義務があり、課税対象となると判断した場合は納税申告に基づき必要な納税を行います。

アイルランドでの事業活動により同国での納税義務が生じた場合、企業はアイルランド歳入庁に申請書類(TR2)を提出する必要があります。歳入庁は必要に応じて法人税、源泉徴収税/社会保険料(PAYE/PRSI)、付加価値税(VAT)などの納税登録業務を行います。インターネットを利用して歳入庁オンライン・サービス(ROS)(www.ros.ie)で納税申告をすることも可能です。このサイトでは、納税者が自らの納税残高を閲覧し、期限までの納税および申告に必要な情報を得ることができます。

スタートアップ企業向け法人税 3 年間免除

法人税の3年間免除措置は、企業家育成、事業立上げ、および雇用創出を奨励するアイルランドの姿勢を反映したものです。2008年10月14日以降に設立され、2009年または2010年に事業を開始した企業は、(i)この新規事業の利益および(ii)当該取引に利用された資産の処分により得た課税対象の利益について、一定の金額まで軽減措置を受けることができます。

年間の法人税総額が4万ユーロを超えない場合、全額免除の措置を受けることができます。4万-6万ユーロの場合は、部分的免除の措置を受けることができます。

財務報告基準

アイルランド企業の財務結果は一般的にアイルランドのGAAP(一般会計原則)およびIFRS(国際会計基準)に基づき作成され、米国あるいはアイルランド以外の国のGAAPは一般的には認められていません。アイルランドのGAAPまたはIFRSに従って作成された財務諸表は、アイルランドの納税・財務報告目的に納税対象となる企業利益を計算する判断基盤となります。

その他の事業税

地方税

アイルランドには企業の利益に課される州税、市税、地方税は存在しません。唯一の地方税は固定資産税で「レイツ(Rates)」と称され、商業的不動産に対して地方自治体が課税します。課税額(または税率)は不動産の1ユーロの評価ごとに計算されます。税率は毎年、地方自治体が決定します。また地方自治体は不動産の評価額も決定します。当該固定資産税はアイルランドの法人税に対して控除対象となります。

付加価値税(VAT)

付加価値税(VAT)は消費税の一種であり、事業の一環として供給される物品やサービスに対して課税されます。課税登録した業者の大半が支払ったVATに対して還付請求できるため、VATは最終的には最終消費者が負担することになります。

VATの税率は0-21%で、商品やサービスの種類により異なります。不動産に対するVATについては詳細規則が定められています。

輸出品に対する VAT 免除措置

EU域内の顧客に対して物品を供給する際、一般的にアイルランドで課税されるVATは0%です(EU域内の個人消費者への供給は例外となります)。外国から物品を輸入したり、サービスの提供を受けた場合、一般的にアイルランドのVATが課税されます。

加えて、売上の大半(少なくとも75%)がアイルランドからの物品輸出で構成される企業の場合、歳入庁からVAT免除証明書を得ることができます。この証明書によりアイルランドでVATを課税されることなく、国内で物品およびサービスの供給を受けることができます。これはキャッシュフロー上有利であり、事務手続きの負担が軽減されます。

その他事業税

関税および物品税

アイルランドはEU加盟国であり、EU加盟国間の国境検査は撤廃されました。これにより他のEU加盟国からの輸入について関税が免除されています。EU域外からの輸入品に対してはEU共通関税に基づき適切な税率が関税されます。関税率はHS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）に準拠します。EUは特定の国やグループ国との間に特惠関税協定を締結しており、その結果として関税が軽減、免除されています。

物品税はガソリン、ディーゼル、液化石油ガス(LPG)、ビール、スピリット類、サイダー、ワイン、タバコ製品、自動車など特定の物品に対して課税されます。税率は物品により、関税に加えて支払われることとなります。

関税・物品税に対する軽減措置

関税と物品税は通常、輸入時に徴収されます。しかし輸入業者は所定の手続きをすることで、関税・物品税や輸入VATの支払いを輸入翌月の15日に繰り延べることが可能です。これにより輸出業者は現金支出を抑えることができます。

一 国内加工

加工目的でEU域外から輸入し、域外へ再輸出する場合、関税を払わずに輸入することが認められています。

一 保税倉庫

関税対象の物品のEU域内での移動は、最終的にその物品が最終消費者のいる国において課税されるといった特別な措置がとられています。企業は認可を受けることで、倉庫から出庫されるまで物品を免税で倉庫に保管することが可能です。その物品が加工目的の場合、軽減措置が適用されます。全工程が終了し、完成品がEU域外に再輸出され販売される場合、関税は免除されます。一方でEU域内に輸出される場合は必要な税金が課されます。

炭素税

炭素排出を抑え、再生可能エネルギーへの転換を奨励するため、2010年財政法案に基づいて炭素税が導入されました。炭素税はアイルランド国内で供給される以下の種類の燃料に適用されます：

- 一 輸送用燃料：ガソリン、オートディーゼル
- 一 非輸送用燃料：石油、ガス、灯油
- 一 固形燃料：泥炭、石炭

炭素税率は1トン当たり15ユーロで燃料が消費者に供給される時点で課税されます。申告・納税義務者は供給業者です。

個人に課される税金

所得税

所得税は通常、アイルランド国内で発生する全ての所得、およびアイルランド国内で提供されるサービスから得られる所得に課税されます。その他の収入や利益に関連する税金は居住資格やドミサイルなどにより異なります。

所得税の最も一般的な形式は源泉徴収税（PAYE：Pay as You Earn）で、雇用者が従業員の給与から差し引くものです。

自営業の人、または源泉徴収されない形態の所得を得ている人は、自己申告制度を利用します。

個人所得税の税率は婚姻区分により異なります。

個人所得税率

	20%税率	41%税率
独身者	36,400ユーロ以下の部分	36,400ユーロを越える部分
夫婦（一所得）	45,400ユーロ以下の部分	45,400ユーロを越える部分
夫婦（二所得）	72,800ユーロ以下の部分	72,800ユーロを越える部分
一人親／寡婦（夫）親	40,400ユーロ以下の部分	40,400ユーロを越える部分

上記に加えて、総所得に対する特別所得税が以下の税率で規定されています。

2010年度	所得課税率
75,036ユーロ以下の部分	2%
75,036ユーロを超え99,944ユーロ以下の部分	4%
99,944ユーロを超える部分	6%

個人所得税額控除

課税対象所得は、個人的事情に応じて個人所得控除により差し引かれます。控除が受けられるのは個人と夫婦です。

2010年度の主要個人所得控除額は：

- － 独身者 1,830ユーロ
- － 夫婦 3,660ユーロ

上記に加え、源泉徴収制度により納税している個人には1,830ユーロの源泉徴収控除が適用されます。

その他の所得控除は以下の通りです：

- － 家賃
- － 払い戻しされない医療費
- － 一人親
- － 寡婦（夫）
- － 自宅介護者

住宅ローン利子および健康保険料は源泉徴収控除が認められています。

外国人に対するアイルランドでの課税

アイルランド国内の外国企業で働く外国人幹部の大半は、ドミサイルを有さない居住者とみなされます。すなわち、アイルランドで取得した所得およびアイルランド国外から送金された所得に対してアイルランドの所得税を支払う義務があることとなります。

外国雇用契約に基づき取得された給与所得に関しては、こうした所得がアイルランドに帰属する場合およびアイルランドに送金された場合に課税対象となります。

外国人幹部は、必要要件を満たせば、送金ベースの納税（RBT:Remittance Basis of Taxation）が認められ、複数の税額控除・減免措置を通じて納税額を減らすことができます。送金ベースの納税が認められるのは、(i) アイルランド国内で遂行された業務に適用されない国外源泉給与所得（アイルランド国外勤務日数による所得）、(ii) 国外源泉投資所得に対してです。ここでいう「国外源泉」とは、アイルランド国外で発生するということです。

上記に加え、以下に記されている通り、海外の優秀な人材に対して特別任務優遇プログラム（Special Assignment Relief Program）が適用される場合があります。

特別任務優遇プログラム（Special Assignment Relief Programme - SARP）

特別任務優遇プログラムは優秀な人材のアイルランド移住奨励を目的に2009年に導入されました。2010年1月1日より、当該優遇プログラムの適格者の条件が緩和され、特に高技能を有する人材にとってより効果的なプログラムになっています。

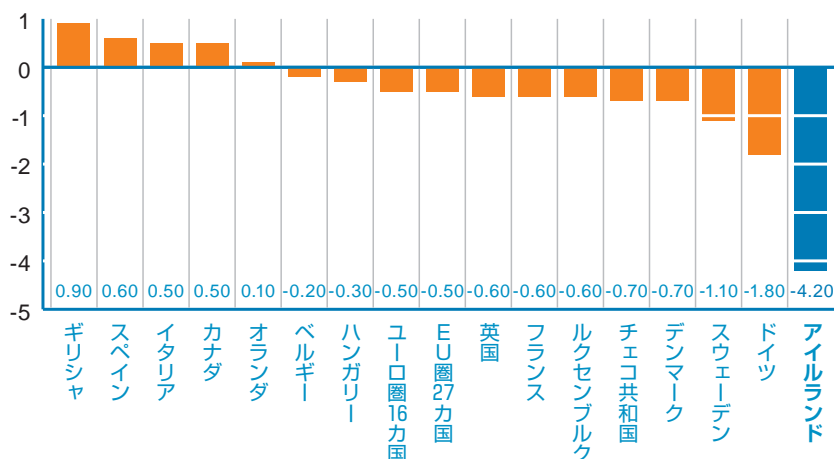
2010年1月1日以降にアイルランドに入学し、初めてアイルランドで税務上の居住者となり、アイルランドで任務を遂行する外国人は、派遣元がアイルランドと租税条約を締結している国であれば、この優遇プログラムを利用できるようになりました。それ以前はこの優遇プログラムが適用されるのは、アイルランドが租税条約を締結しているEEA加盟国以外の国（米国、豪州など）からアイルランドに来た人材のみでした。またアイルランドでの就労を目的とした最低滞在期間も3年から1年に短縮されました。

SARPの条件が満たされた場合、該当する人材は以下のいずれか高いほうで納税額を計算する方法を選択できます。

- － アイルランドで受け取る、またはアイルランドに送金される給与所得やその他手当の総額、または
- － 給与所得やその他手当のうち最初の10万ユーロに加え、10万ユーロを超えた分の50%

海外の雇用者は被雇用者の給与所得に対してアイルランドの源泉徴収税（および該当する場合には社会保険料）を適用させなければなりません。個人は該当する税務年度末に確定申告を行い、各種控除を申請しなければなりません。

2009年—2010年の賃金コストの変化



出所：EU AMECO tables

個人に課される税金

各種控除制度の適用を受けるためには個人は以下の条件を満たす必要があります：

- アイルランド以外にドミサイルを有する
- 2010年1月1日以降に初めてアイルランドに居住し、最低1年以上アイルランドで雇用される
- アイルランドが租税条約を締結した相手国で法人組織化され、その国の居住者である企業に雇用されている
- アイルランド到着以前に、赴任先のアイルランド企業の海外関連会社に雇用されていた
- 海外の雇用者が給与を支払い続ける
- 海外で納税居住者として、その雇用期間の多くの部分を過ごしてきた

従業員株式所有制度および利益分配制度

企業は従業員向けに株式所有制度および利益分配制度を運用することができます。こうした制度の創設および参加には特定の基準を満たす必要があります。制度により従業員は効率的な納税方法を伴って企業活動に参加することができます。利用可能な制度の例として次のものが挙げられます：

- 認可された利益分配制度
- 従業員株式所有信託
- 給与天引きストック・オプション制度
- 認可されたストック・オプション制度
- 新株購入控除措置

社会保険

アイルランドでは社会保険は「Pay Related Social Insurance (PRSI)」と称される社会福祉保険の形態で提供されます。従業員および自営業者の大半はPRSIを支払う必要があります。

PRSIには複数のクラスがあり、支払うPRSIのクラスによって、受けられる保障が異なります。16歳—66歳の従業員の大半はクラスAのPRSIの保障を受けています。雇用者の負担割合は総賃金の10.75%です。一般的に自営業者はクラスSの保険料を支払います。健康保険料も雇用者負担が義務付けられています。

アイルランドで働く海外赴任者は、アイルランドにおける赴任期間、出身国、それと異なる場合の外国雇用者の所在国、その国とアイルランドとの間の相互社会保険協定の有無などの要素により、アイルランドの社会保険への負担額が決まります。母国の社会保険料を払い続けている赴任者など一部の赴任者に対して、PRSIの強制加入を回避する許可を得ることも可能です。日本とアイルランド間の社会保険協定は2009年10月に署名されました(2010年12月発効予定)。

被雇用者負担

PRSI クラスA1 2010年	雇用者
週給換算した場合の所得が352ユーロ以下	免除
年収75,036ユーロまで*	4%
年収75,036ユーロを超える部分(上限なし)	なし

*週給換算の最初の127ユーロはPRSIから免除される。

健康保険料 2010年	雇用者
年収26,000ユーロ未満	免除
年収75,036ユーロまで	4%
年収75,036ユーロを超える部分	5%

追加情報

アイルランドにおける法人税

- アイルランド歳入庁による「事業所得」の区分に関する説明
www.revenue.ie/en/practitioner/tech-guide/index.html

税金軽減措置

- アイルランド持続可能エネルギー当局による省エネ装置の情報
www.seai.ie
- アイルランド歳入庁から、開業費に関する詳しい区分の説明
www.revenue.ie/en/tax/it/reliefs/index.html

税務管理

付加価値税（VAT）

- www.revenue.ie/en/tax/vat/index.html
- 歳入庁オンラインサービス（ROS）を利用してオンライン納税申告が可能
www.revenue.ie/en/online/ros/index.html
- 不動産に対するVATの詳しい規則
www.revenue.ie/en/tax/vat/property/index.html

関税・物品税

- 関税、物品税、物品税率には様々な区分があり、詳しくは次のサイトを参照
www.revenue.ie/en/customs/index.html

租税条約

- 条約および内容は以下を参照
www.revenue.ie/en/practitioner/law/tax-treaties.html

研究開発税額控除

- 研究開発とみなされる活動のガイダンス
www.revenue.ie/en/practitioner/tech-guide/index.html

個人に課される税金および各種控除

- 詳しくは次のサイトを参照
www.revenue.ie/en/personal/index.html

プライスウォーターハウスクーパース

本書の作成にあたり、PwCのご尽力と貢献に対し、感謝の意を表します。

PwCによる詳しい説明は以下のサイトに：

www.pwc.com/ie/fdi

デロイト

本書日本語版の作成にあたり、日本企業向けの重要ポイントについてご貢献・ご協力をいただきましたデロイトの関係各位に深く感謝いたします。

日本企業に 関する税務上の 追記点

アイルランドはヨーロッパに拠点を置こうと考える日本企業にとっては魅力的な場所です。アイルランドは英語圏、EUとユーロのメンバーと言うだけでなく、国を挙げて優遇税制に取り組み、法人税は先進国の中でも12.5%と極端に低く、日本よりも少し多い世界の56カ国と租税条約を締結しているため、外国企業の直接投資では世界で指折りの事業拠点となっています。

日本企業にとっての税務上最重要綱目

法人税率	12.5%	事業所得及びEU/租税条約締結国先 (DTT) の外国法人〔一部租税条約未締結国も可〕からの配当
法人税率	25%	非事業所得及び一部租税条約未締結国先外国法人からの配当
キャピタルゲイン税率	0%	5%以上の資本参加の子会社/関連会社に対するキャピタルゲイン税免除
資本税率	0%	株式発行に対し資本税免除
印紙税率	1%	株式譲渡に対する印紙税〔グループ内の株式譲渡は免除〕
印紙税率	6%	住宅以外の資産譲渡に対する印紙税〔知的財産とグループ内の資産譲渡は免除〕

日本企業におけるアイルランドの持株会社の利点

アイルランドは長年税制を改正する度に持株会社の優遇税制を損なわないように配慮しています。主たる優遇税制は居住法人による株式処分に対し、キャピタルゲインが免除されるということです。アイルランドは日本と1974年に締結された租税条約により、日系企業の居住法人は株式などのアイルランドの資産処分益に対し、アイルランド

だけに課税されることとなっております。これとは別にアイルランドに日本企業が証券投資子会社を設立する場合は法人税率25%が適用されますが、場合によっては日系証券投資子会社からの支払利息分を全額法人税から控除できます。

アイルランドの日系子会社の海外関連企業からの受取配当金

日系企業のEU/租税条約締結国 (以下 DTT) 居住関連法人 (一部非 EU/DTT 居住関連法人含む) からの受取配当金については法人税率12.5%が適用され、その他の受取配当には法人税率25%が適用されます。これらの関連法人から受取配当金については、アイルランドの日系子会社が配当支払会社の発行済株式の5%以上を所有していることを条件として、配当支払会社が所在する国で課された外国源泉所得税及び、配当原資の利益に課された外国法人税について税額控除が認められています。また、外国でこれらの関連会社が支払った配当課税額が当該配当にかかるアイルランドでの課税額を上回る場合はその超過額は、同じ事業年度に外国から受け取った他の配当について課せられたアイルランドでの課税額と相殺できるプーリング方式が適用でき、控除しきれない分については翌年度以降に繰り越すことができます。

日本の親会社への支払利息 / 配当

	源泉徴収税
日本の親会社への支払利息	0%
日本の親会社への配当	0%*

*但し配当を支払う前に必要書類を作成する。

日系海外関連会社への支払利息

一般的にアイルランドの日系企業からEU/DTT居住関連法人への支払利息については源泉徴収税は免除されます。場合によっては市場で発行するユーロ債の支払利息をアイルランドの日系企業から非EU/DTT居住関連法人への支払利息について源泉徴収税が免除されることもあります。

日系子会社の研究開発費控除

アイルランドは近年他国に比べても日系企業に有益な研究開発控除を導入し、適格な研究開発費については25%の特別税額控除が受けられ、通常の税額控除と併せて、37.5%の税額控除を受けることができます。研究開発費については特許権や研究開発にかかわるすべての固定資産も含まれますので、研究開発をする日本企業にとってはアイルランドに子会社を設立する最重要要因だとも言えます。

尚、日系子会社が十分な税引前利益が無い場合や特別税額控除が控除前の法人税額よりも低い場合は3年間にわたり、特別税額控除額を還付申請できます。

日系子会社の知的財産の優遇措置の適応

アイルランドは知的財産の優遇措置も導入し、日系子会社が知的財産について発生した資本的支出に対し損金算入できます。税務上の損金算入に関しては対象資産の財務諸表上の減価償却額と同等額を計上するか、15年にわたり税務上の減価償却費の計上を選択することができます。知的財産には、ブランドネーム、商標権、特許権及び登録意匠権、ノウハウ、有形資産関連するライセンス及びこれらに関連する無形資産等の様々な資産が含まれています。

その他の税務上の検討項目

アイルランドはその他にも次のような日系企業が注目すべき税務上の検討項目があります：

- アイルランドにある子会社の発行済株式を借入金でまかなう場合の支払利息控除
- 過小資本税制不適用
- CFCルール不適用（注記）
- アイルランド租税条約締結国とEU親会社子会社条例(EU Parent- subsidiary Directive)に併せた税務対策
- 外国法人税/源泉税控除の優遇税制
- 外国籍の投資ファンドをアイルランド金融庁の規制対象にある投資ファンドに簡単に変更でき優遇税制を享受できる

(注記) 日本のCFCルールに関する対応については各企業の個々の状況によって異なりますので、貴社ご担当の税理士法人にご相談することをお勧めいたします。

出所：デロイト



アイルランド政府産業開発庁

駐日代表部

〒102-0083

東京都千代田区麹町2-10-7

アイルランドハウス2F

Tel: (03) 3262-7621

Fax: (03) 3261-4239

Email: idotokyo@ida.ie

Web: www.idaireland.jp

HEAD OFFICE

IDA Ireland

Wilton Park House

Wilton Place

Dublin 2

Ireland

Tel: + 353 1 603 4000

Fax: + 353 1 603 4040

Email: idaireland@ida.ie

Web: www.idaireland.com

